

各位

株式会社みずほ銀行

一時払終身保険『3増法師M』の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:西堀 利)は、2009年9月1日(火)より、全国の本支店で、一時払終身保険新商品『3増法師M』(正式名称:5年ごと利差配当付利率変動型一時払増終身保険、引受保険会社:明治安田生命保険相互会社)の取り扱いを開始いたします。

『3増法師M』は、簡単な告知でご加入いただける、死亡保険金が増える仕組みを備えた一時払終身保険商品です。

当行では、万が一に備える死亡保障機能をベースとし、資産運用や受取方法等でお客さまの豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、個人年金保険や一時払終身保険、医療保険等の保険商品の取り扱いを行っております。今回取り扱いを開始する一時払終身保険『3増法師M』は、「簡単な健康告知で一生の死亡保障を確保したい」、「加入時に死亡保険金額や将来の解約返戻金額を確定させたい」といったお客さまのニーズにお応えすることができる商品です。

『3増法師M』の主な特徴は以下のとおりです。

(商品のしくみ、費用については別紙をご参照願います。)

主な特徴

分かりやすい仕組みの商品性

ご加入時に死亡保険金額、解約返戻金額が確定する、分かりやすい仕組みの保険商品です。

死亡保険金額や解約返戻金額等は、契約年齢・性別・予定利率等により異なります。

ご加入後一定期間内に解約された場合の解約返戻金額は、一時払保険料相当額を下回ります。

ご契約時に一時払保険料から死亡保険金等のお支払いや、保険契約の締結・維持に必要な費用を差し引きます。その金額は契約条件により異なり、お示しておりません。

「のこす」ニーズへ対応可能

死亡保険金額には、以下の特徴があり、「のこす」ニーズへ対応可能です。

- ・ ご契約後当初10年間は毎年一定の割合で増加します。
- ・ ご契約から10年経過時点で更に増加します。
- ・ ご契約から15年後および以降10年ごとに死亡保険金が増加する可能性があります。

ご契約後1年間の死亡保険金額は、一時払保険料と同額となります。

死亡保険金の増加額は、契約年齢・性別・予定利率等により異なります。

高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金はありません。

簡単な健康告知での加入手続き

ご加入に際しては、簡単な告知2項目にお答えいただくのみで、医師の診査や診断書等は一切不要です。

2つの告知項目に当てはまらない場合でも、ご職業等によってはご契約いただけない場合があります。

【一時払終身保険の主なご留意事項】

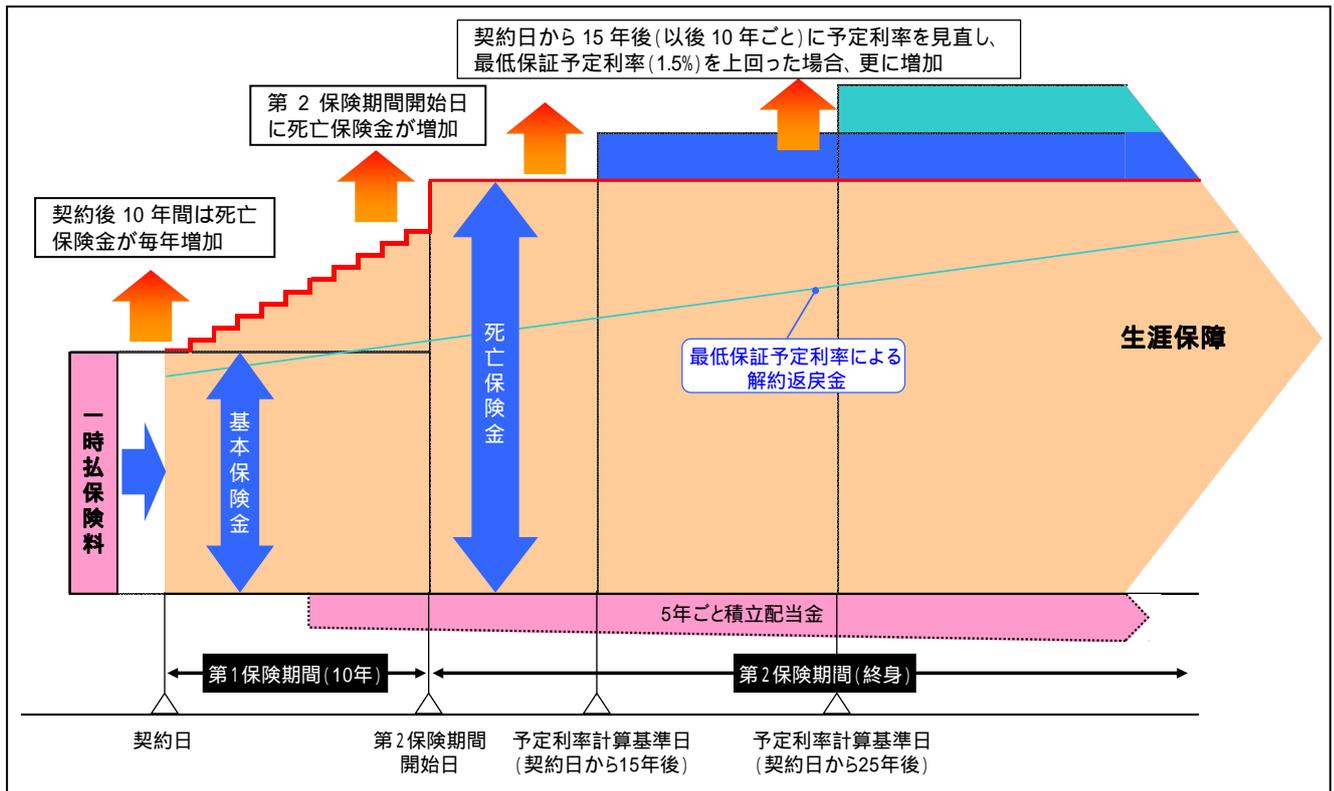
保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。

本商品を中途解約した場合には、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、解約返戻金額等が削減されることがあります。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

『3増法師M』の仕組み(イメージ図)



上記はイメージ図です。

ご加入時に、死亡保険金額、解約返戻金額が確定します。

ご契約時に一時払保険料から死亡保険金等のお支払いや、保険契約の締結・維持に必要な費用を差し引きます。その金額は契約条件により異なり、お示しておりません。

ご加入後一定期間内に解約された場合の解約返戻金額は、一時払保険料相当額を下回ります。

死亡保険金額や解約返戻金額等は、契約年齢・性別・予定利率等により異なります。

運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。

ご契約のお取り扱い

契約年齢(被保険者保険年齢)	0歳～85歳
一時払保険料	20歳～59歳:最低300万円～最高1億円(10万円単位) 60歳～85歳:最低300万円～最高2億円(10万円単位)
保険期間	終身
費用	ご契約時に一時払保険料から死亡保険金等のお支払いや、保険契約の締結・維持に必要な費用を差し引きます。 その金額は契約条件により異なり、お示しておりません。
被保険者の告知	簡易告知(告知は2項目です)・職業告知

【一時払終身保険の主なご留意事項】

保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。

本商品を中途解約した場合には、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、解約返戻金額等が削減されることがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用の「商品パンフレット」・「設計書」および「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」・「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご覧ください。